

中国への特許出願について

吉川国際特許事務所

目次

- I. 中国出願の必要性
- II. 国際出願の手続き
- III. 中国特許について
- IV. 中国実用新案について
- V. 中国出願する際の注意点
- VI. 吉川国際特許事務所について

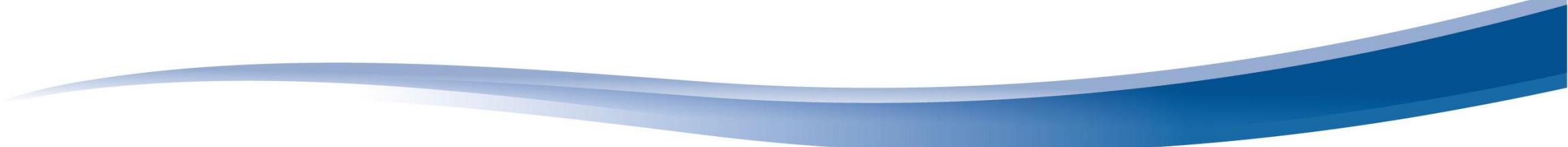
中国出願の必要性

どうして中国での特許が必要なの？

もし、あなたが腕時計の会社を経営していて
新しい形の腕時計Aを発明し、日本での特許を取得
国内で腕時計Aが爆発的にヒットしたら…

もっと人口が多くて市場規模が大きい国に
腕時計Aを進出させたい！！！
中国でも販売しよう！





このとき、中国特許庁から特許を取得せずに中国の現地工場で委託生産をし、中国での販売を開始したとします。

【リスク①】

現地工場がさらに安いコストで同じ商品を生産販売をして、利益を略奪されたら？

【リスク②】

中国すでに、腕時計Aと類似した商品が特許を取得し、販売開始していたら？

【リスク①】

現地工場がさらに安いコストで同じ商品を生産販売をして、利益を略奪されたら？

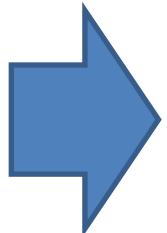


対抗手段なし

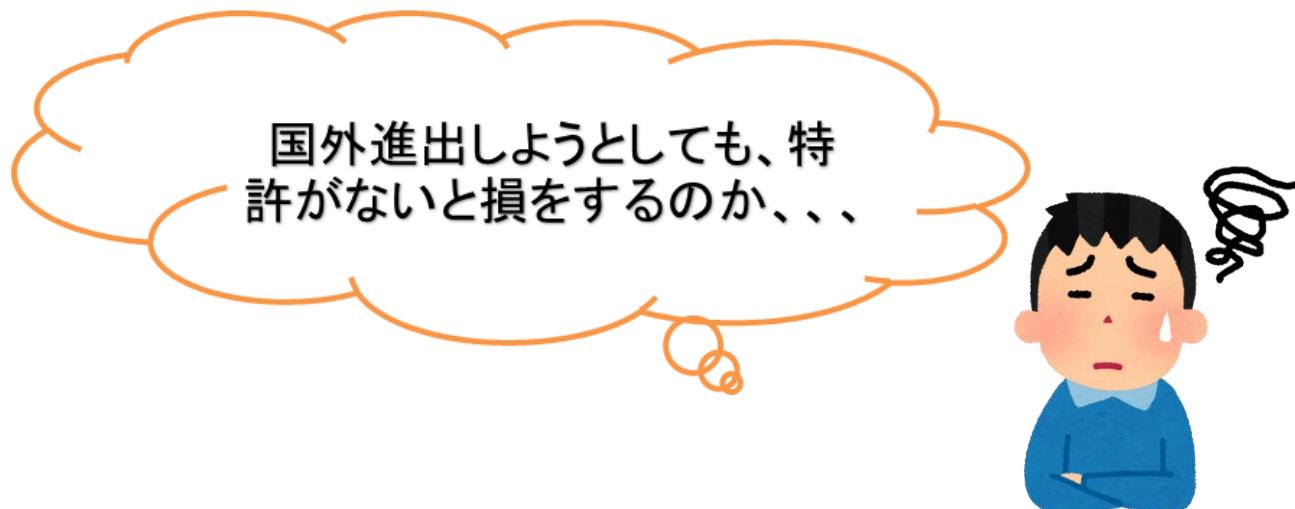
日本で取得した特許はあくまで日本国内のみの適用（属地主義）
＝特許は必要な国で各々取得する必要あり

【リスク②】

中国すでに、腕時計Aと類似した商品が特許を取得し、販売開始していたらどうなるのか？



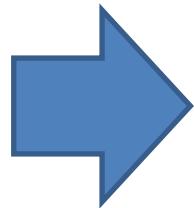
特許権侵害で、販売差し止め請求又は損害賠償を請求されるかも



中国特許を取得する理由

【リスク①】

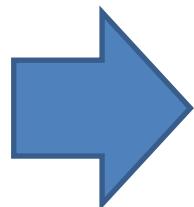
現地工場がさらに安いコストで同じ商品を生産販売をして、利益を略奪されたら？



自分のビジネスを守るため

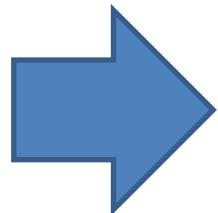
【リスク②】

中国すでに、腕時計Aと類似した商品が特許を取得し、販売開始していたら？



他人の権利を侵害しないため

中国は世界一の人口を誇る世界最大のマーケット



特許出願数も世界1位！

世界の特許出願の約半数が中国出願

国際出願の手続き

海外で特許を取得する手続きとは？

国際出願

出願方法は2つあります

パリルート出願

- ・ 個別出願
- ・ 現地代理人と直接やりとり
- ・ 少数国で特許取得の場合に有効

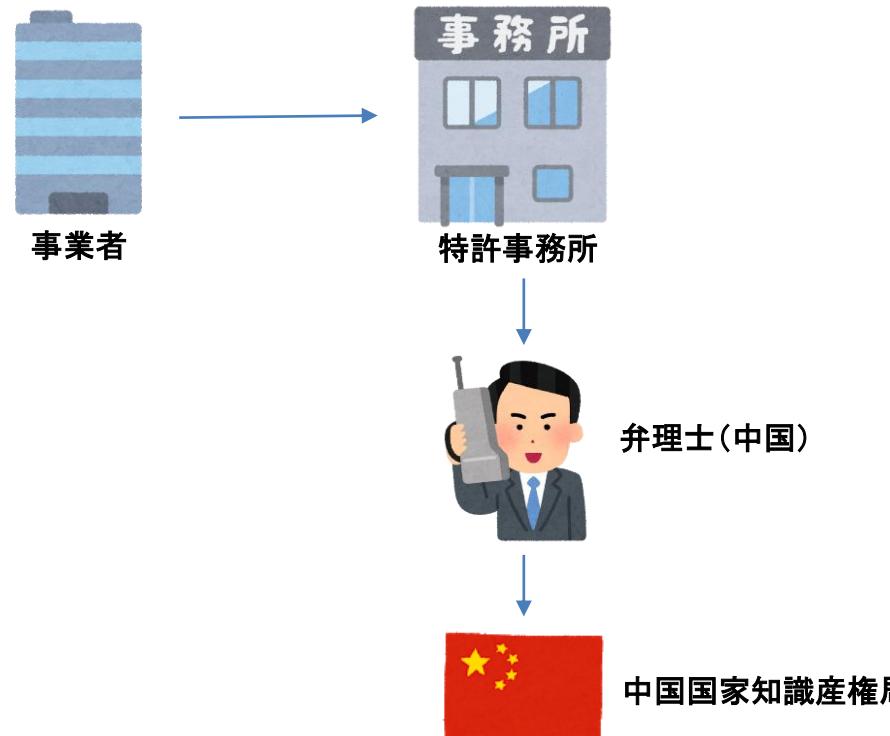
PCTルート出願

- ・ 1度の国際出願(=PCT出願)で、全PCT加盟国に出願したこと同一の意味を持つ
- ・ 多数国で特許取得の場合に有効

出願方法

それぞれの国に**個別出願**

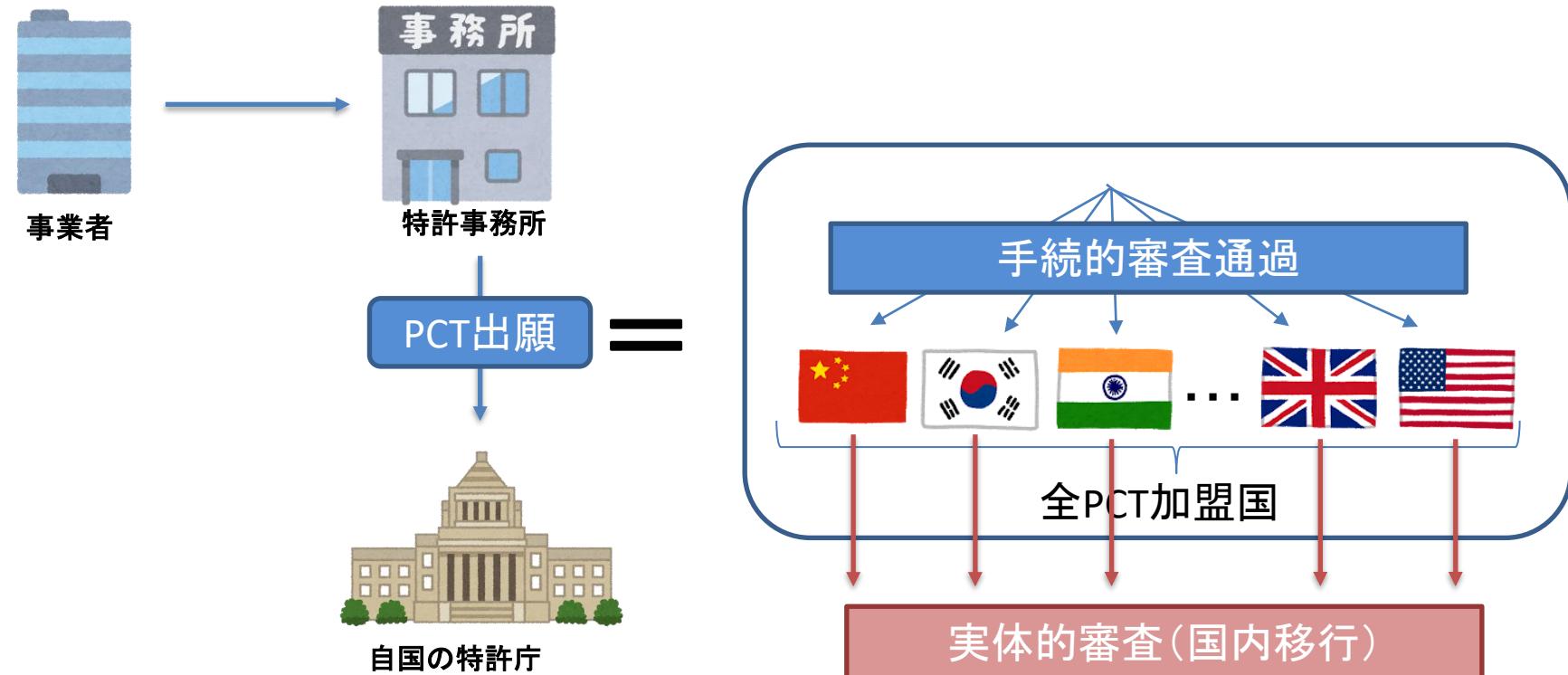
それぞれの国の言語や、その国の法律に即した形式で、出願書類を作成し出願



PCTルート出願

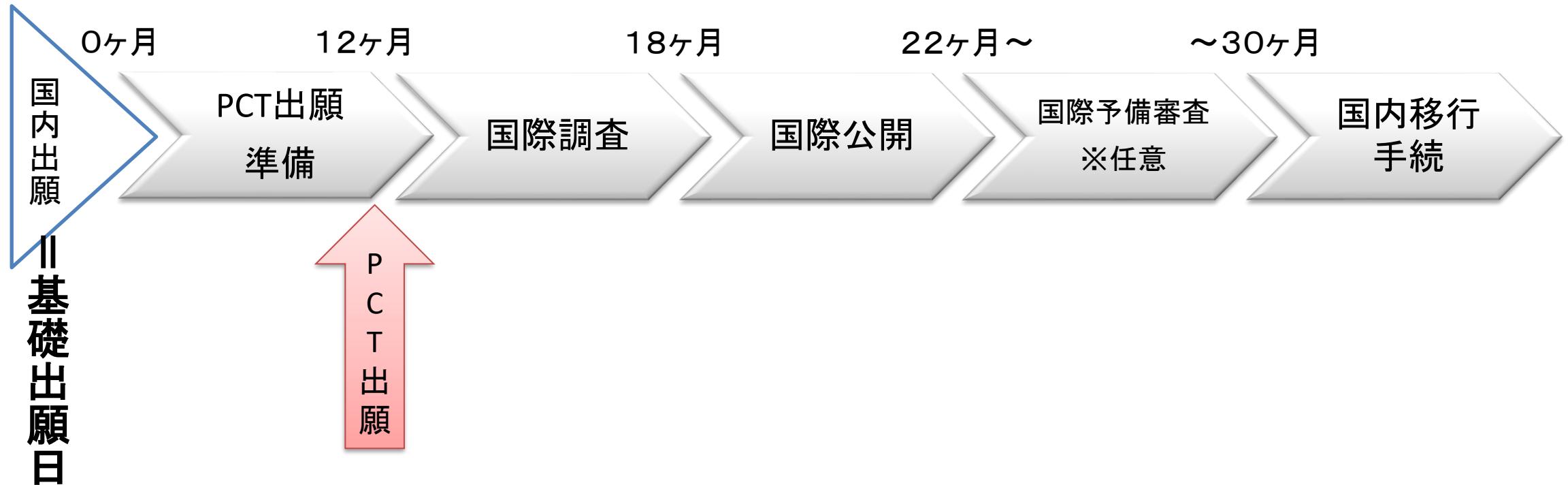
出願方法

原則として、自国の特許庁にPCT出願



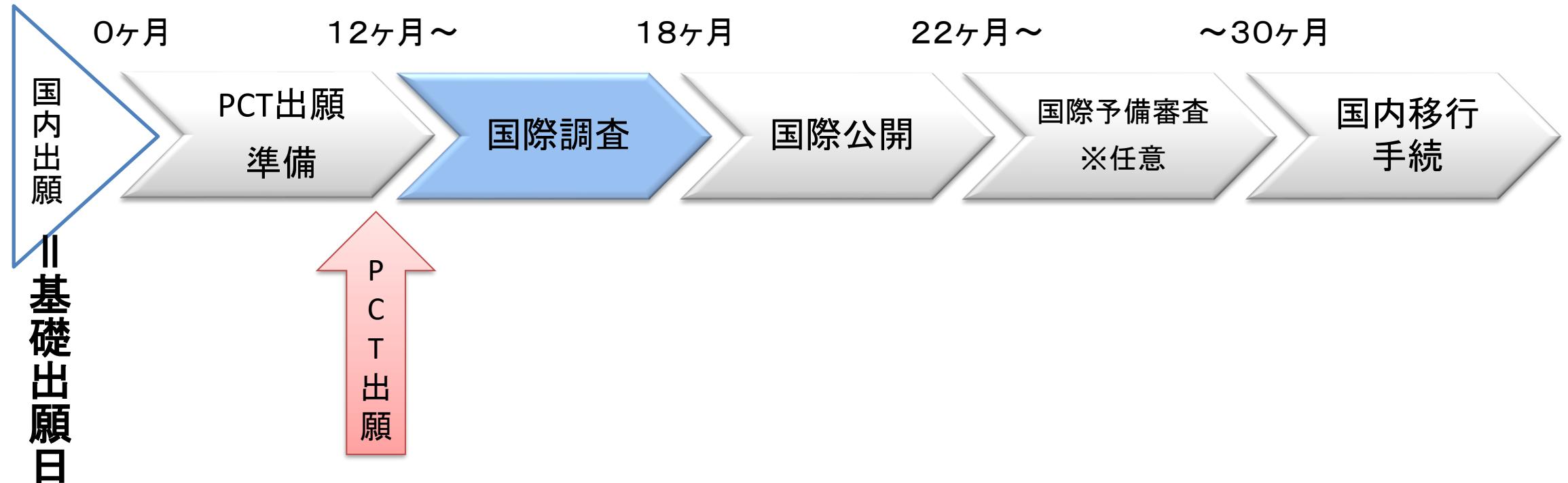
PCTルート出願

仕組み



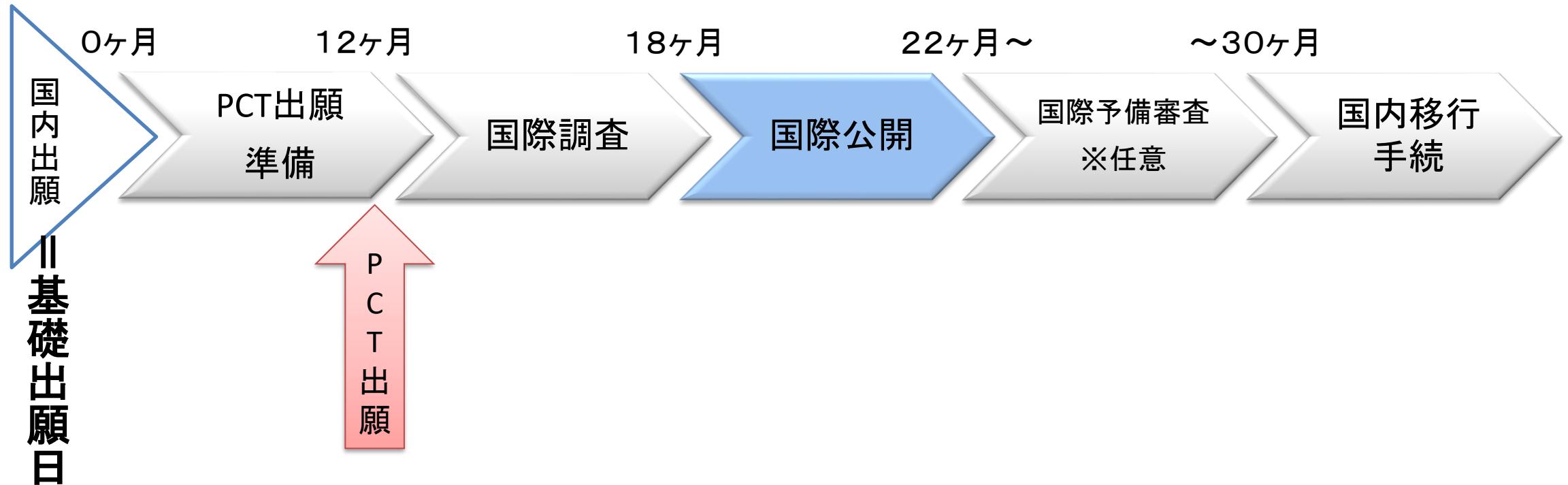
PCTルート出願

仕組み



PCTルート出願

仕組み



PCTルート出願

仕組み



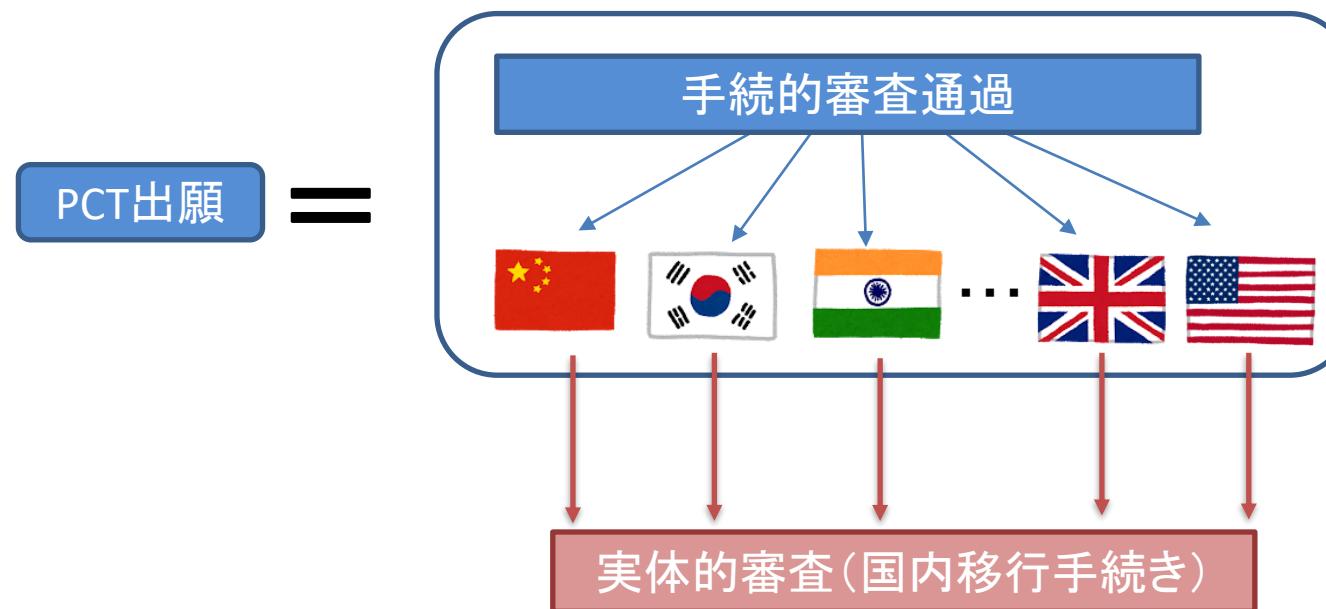
PCTルート出願

仕組み



* 国内移行手続き

- ・優先日から30か月または31か月以内
- ・国際調査や国際予備審査の結果を基に、国内移行するか否か決定
- ・各国の公用語に翻訳し、各国の特許庁に提出



中国特許の出願

中国に特許出願する場合の注意点とは？

中国特許出願

パリルート出願とPCTルート出願、どちらを選ぶ？

- ① 特許を申請する国の数
- ② 特実同一出願を考えているか
- ③ 誤訳訂正
- ④ 出願期限



① 特許を申請する国の数

◎パリルート出願のメリット

- 3カ国以内であれば安価

PCT出願はそれ自体が高額だから
少数国の場合には個別出願のほうが安価！！

◎PCT出願のメリット

- 簡便に多数国の中止日を確保できる
- 各国への移行判断を、原則30か月まで猶予可能
- 特許性判断のための調査結果を得ることができる

② 特実同日出願を考えているか



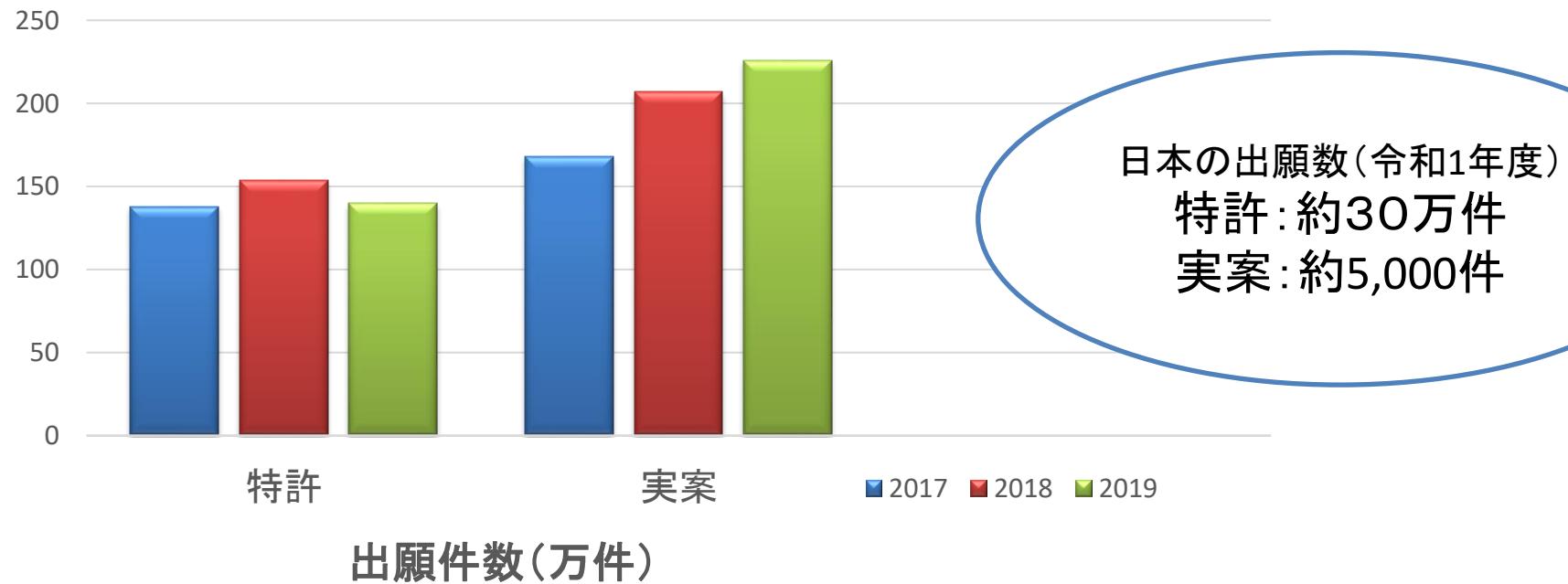
- 中国独自の制度
- 個別出願でのみ可
- 同一の出願人が同一の出願日に同一の発明創作技術について出願
- 特許と実用新案の出願時の明細書にそれぞれの出願をしていることを明記する必要あり



中国と日本の実用新案権、少し違います！！

中国の実用新案権は、世界でも利用価値が高いとされています

中国における実用新案権

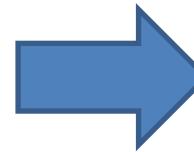


中国における実用新案権(日本との共通点)

- 特許より**安価**に取得できる
- 実体審査がないため、**早急に権利化**できる
- 製品のみが保護対象(方法の発明は保護対象外)
- 権利の保護期間は10年(特許は20年)

中国における実用新案権（日本との相違点）

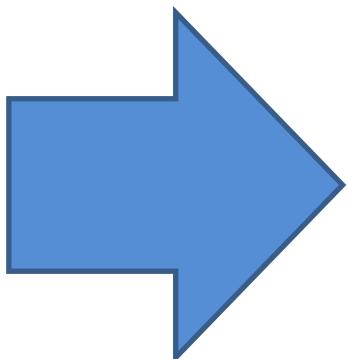
- 権利行使する際、技術評価書が不要
- 特許より容易な進歩性で登録されることを許容
- 実用新案を無効にすることが難しい
- 特許とほぼ同じ賠償金を請求できる



権利行使
しやすい！

特実同日出願のメリット

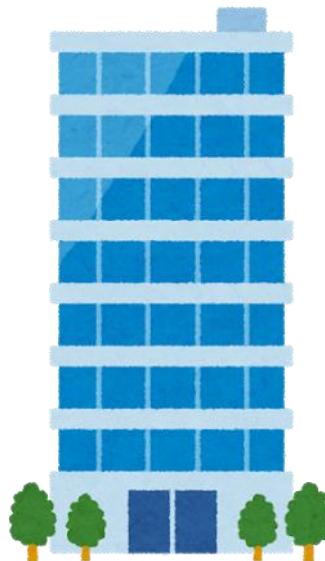
1. 実用新案が先に権利化
2. その後、特許出願が実体審査を通過
3. 実用新案を放棄することで特許が権利化



万が一特許出願が拒絶されても実用新案が権利化
権利の空白期間が短い

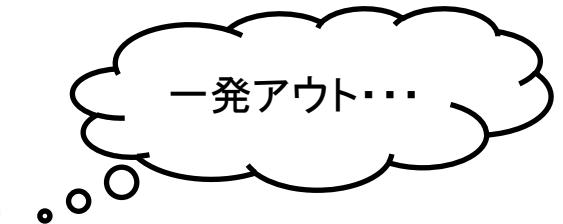
③ 誤訳訂正

中国出願の出願書類はすべて中国語



翻訳ミスによる申請不受理が
日本企業間で問題視されて
います

パリルート出願：直接出願のため、誤訳訂正不可
→誤訳があれば、出願取り下げ



PCTルート出願：国内移行時、**誤訳訂正可**
(a)自発的な訂正
(b)受身的な訂正



安心！

④ 出願期限

パリルート出願：優先日から出願まで1年

PCTルート出願：優先日から出願まで30ヶ月
※延長費用納付で2ヶ月延長可

- ・優先日とは

先ほどの例を挙げて考えてみましょう

もし、あなたが腕時計の会社を経営していて
新しい形の腕時計Aを発明し、日本での特許を取得
国内で腕時計Aが爆発的にヒットしたら…

もっと人口が多くて市場規模が大きい国に
腕時計Aを進出させたい！！！
中国でも販売しよう！

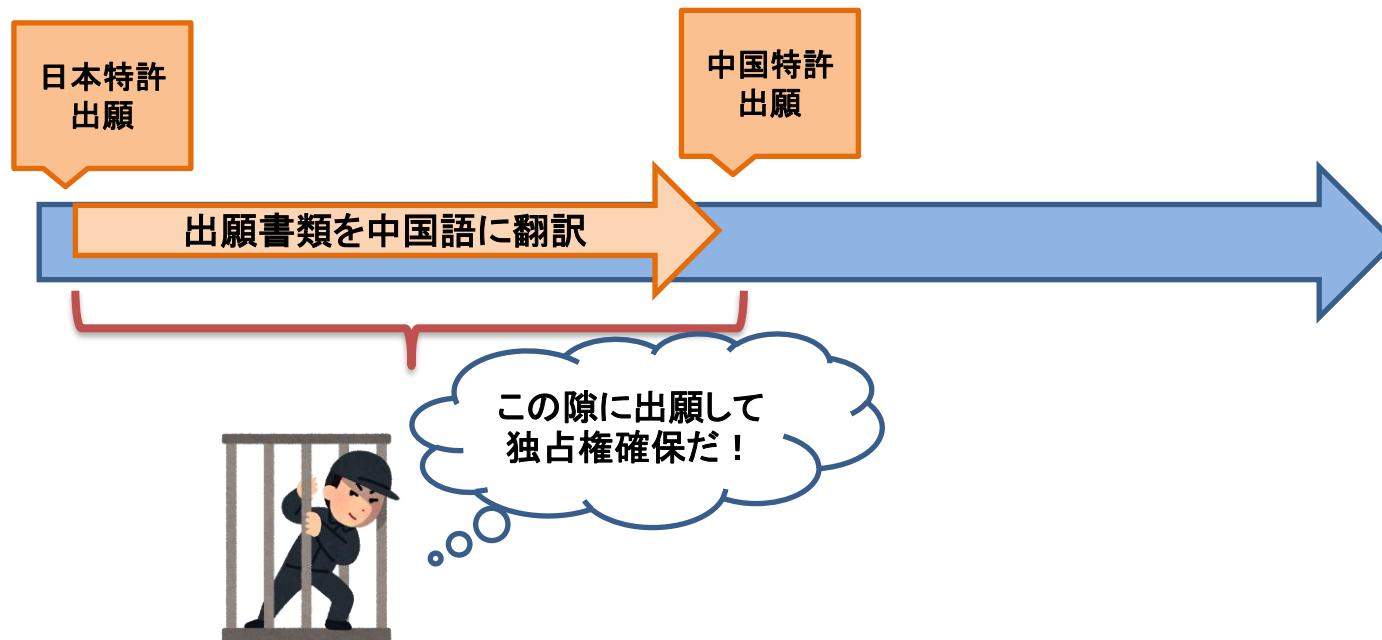


- 特許は属地主義

→中国の特許は中国特許庁から取得する必要あり

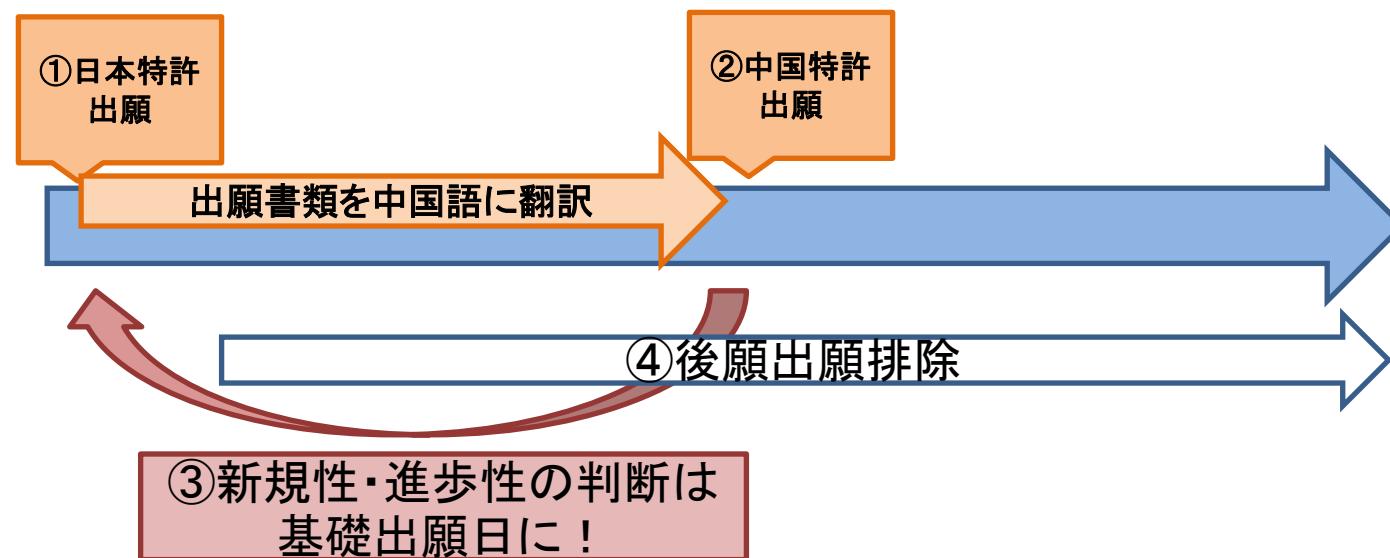
- 日本での特許出願と、中国での特許出願にタイムラグが生じる

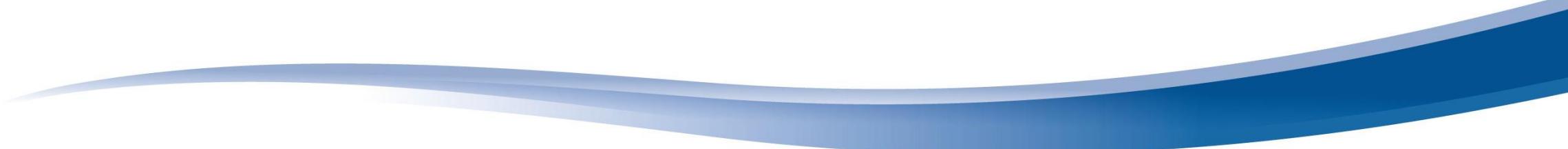
では中国企業のX会社が先に腕時計Aの特許を取得してしまったら？（先願主義）



優先権制度

- 国内出願から1年以内に他国へ出願すれば、新規性・進歩性等の判断に関して、国内出願の日を基準とする



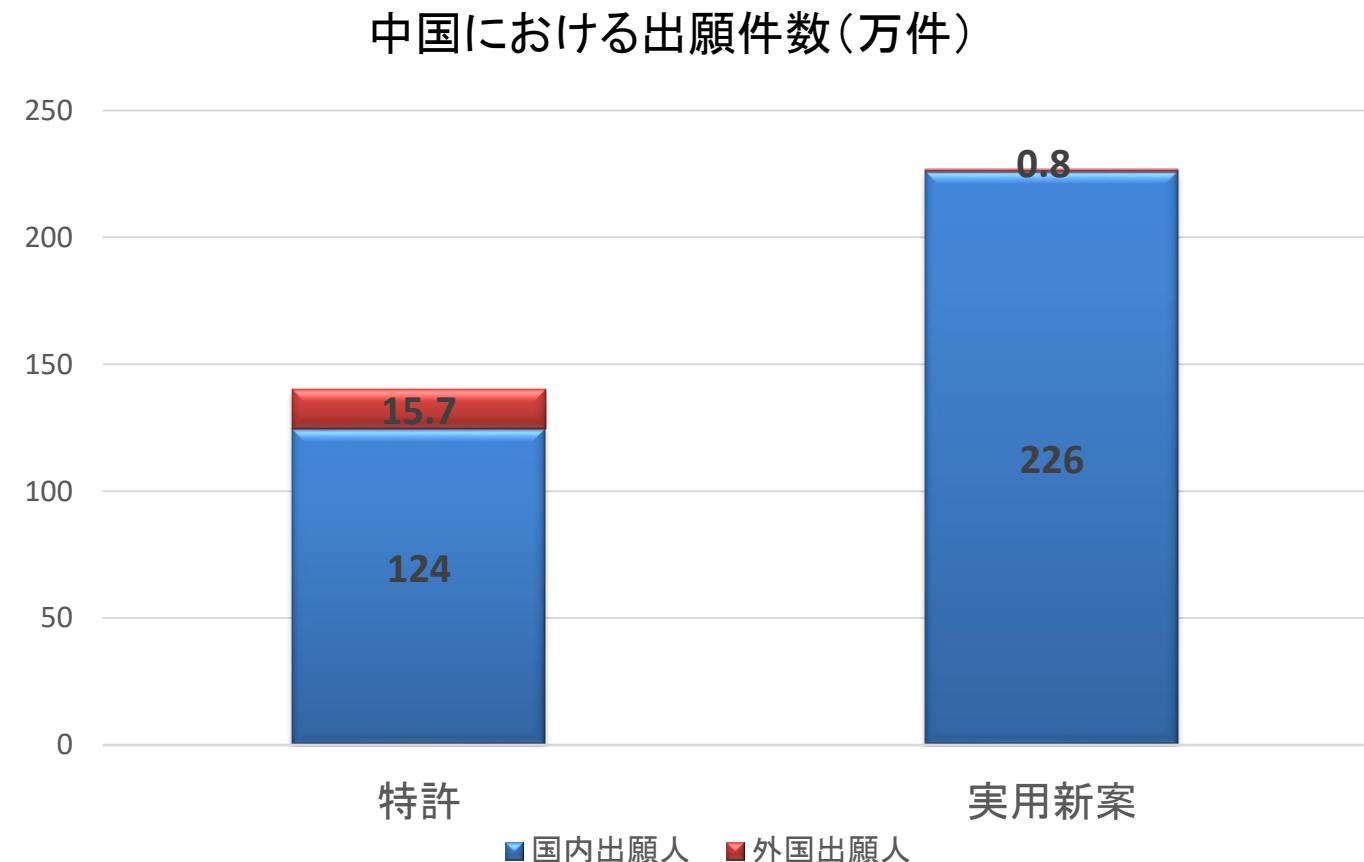


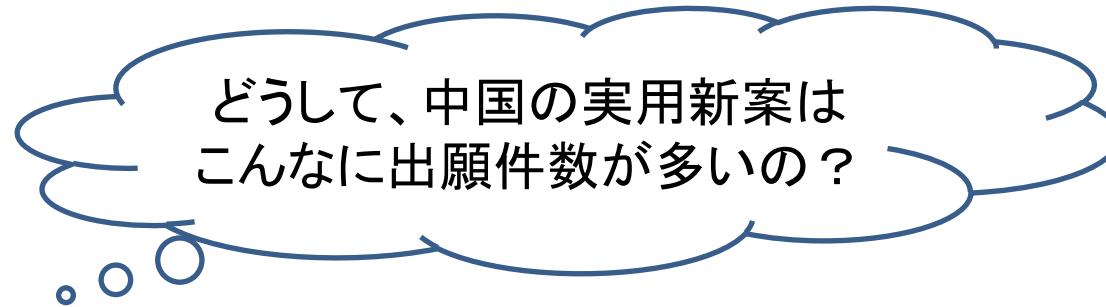
パリルート出願：優先日から出願まで1年

PCTルート出願：優先日から出願まで30ヶ月
※延長費用納付で2ヶ月延長可

中国实用新案制度

中国では実用新案の件数が多く、またそのほとんどが中国人による出願





中国の実用新案は活用しやすいから！！

5つの理由

1. 権利化にかかるコストが安い！
2. 権利化まで速い！
3. 無効になりづらい！
4. 権利行使しやすい！
5. 賠償金はほぼ特許と規定が一緒！

中国には実用新案の件数が多く、
重視しないといつのまにか侵害していたなんてことも…



中国進出する際、実用新案を日本と同じように考えて
無関心でいると損をする可能性があります！

出願方法

- ・特実同一出願(先述)
- ・パリルート出願
- ・PCTルート出願



特許出願とほぼ一緒

中国出願する際の注意点

- 審査請求について

	日本	中国
出願人	何人も可	出願人のみ
審査請求期限 起算日	出願日	出願日もしくは優先日の どちらか早い方
審査請求期限	3年	3年

中国の起算日は
優先日！！
出願公開も
優先日から18ヶ月です。

- 優先権の主張について
 - I. 優先権主張を出願と同時にを行う
 - II. 優先権証明書を出願から3ヶ月以内に提出
 - III. 日本出願を基礎出願とする場合は、特許庁間DAS利用可

・早期審査制度について

- 早期公開請求…方式審査に合格後、直ちに出願公開
- 優先審査制度
- PPH制度

早期公開請求とPPH制度を併用すれば
7～9ヶ月で特許取得！！
(通常、16～18ヶ月)

- PPH制度とは
 - …第1庁で特許可能と判断された発明を有する出願において、出願人の申請により、第2庁において簡易な手続きで早期審査が受けられる制度

※第1庁が日本特許庁の場合

パリルート出願の場合；日本特許庁の審査結果

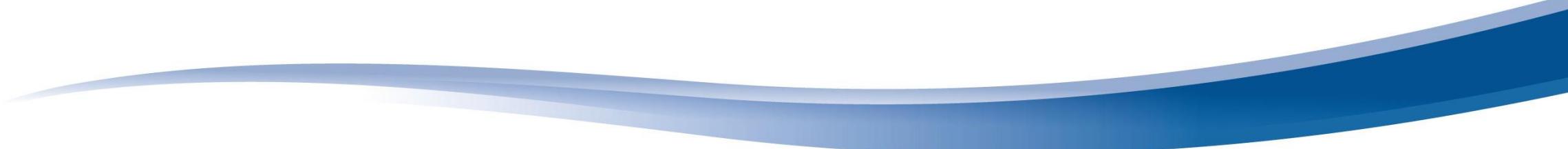
PCTルート出願の場合；日本特許庁の審査結果

もしくは国際調査結果or国際予備審査の審査結果

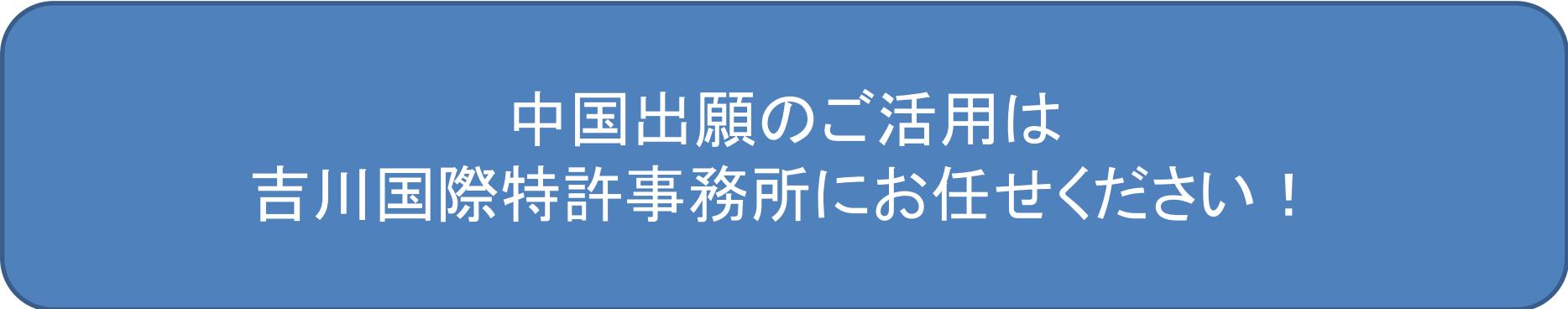
吉川国際特許事務所について

ご紹介

- 1988年に大阪・京橋に設立
- 大阪本社の他にも、東京支部・サンフランシスコ支部を設置
- 30年の実績の中で、多数の海外出願経験
- 豊富な海外代理人のネットワークの中で、確実に信用のできる代理人をご紹介
- 翻訳部の拡大に尽力



事務所内には多数の中国語翻訳スタッフが在中しております。
翻訳者と技術者とチェッカーの三位一体で、安心の翻訳



中国出願のご活用は
吉川国際特許事務所にお任せください！

弊所料金(PCTルート出願)

手数料の種類	要件		印紙代	当方手数料
国際出願手数料	国際出願の用紙の枚数が30枚まで (A)		153,600円	190,000円
	30枚を超える用紙1枚につき (B)		1,700円	
	オンライン出願の減額 (AとBの合計額から減額)		34,600円	
送付手数料	国際出願 1件につき		10,000円	
調査手数料	日本国特許庁	国際出願（日本語） 1件につき	70,000円	要相談
		国際出願（英語） 1件につき	156,000円	
国際調査の追加手数料	日本国特許庁	国際出願（日本語） 1件につき	60,000円×（請求の範囲の発明の数-1）	要相談
		国際出願（英語） 1件につき	126,000円×（請求の範囲の発明の数-1）	
予備審査手数料	日本国特許庁	国際出願（日本語） 1件につき	26,000円	60,000円
		国際出願（英語） 1件につき	58,000円	
取扱手数料	国際予備審査請求 1件につき		23,100円	
予備審査の追加手数料	日本国特許庁	国際出願（日本語） 1件につき	15,000円×（請求の範囲の発明の数-1）	要相談
		国際出願（英語） 1件につき	34,000円×（請求の範囲の発明の数-1）	

- ※ 国際出願手数料 - 国際公開を含む国際事務局による各種任務の遂行に係る手数料
- ※ 送付手数料 - 受理官庁による国際出願の処理及び送付に係る手数料
- ※ 調査手数料 - 国際調査機関による国際調査に係る手数料

お見積りは無料で行っております。

まずは詳細をお聞かせください！

吉川国際特許事務所

大阪本部: 〒534-0024 大阪市都島区東野田町1-20-5 大阪京橋ビル 4F

東京支部: 〒105-0013 東京都浜松町2丁目2番15号 浜松町ダイヤビル 2F

Tel: 06-6356-8885(大阪) / 03-6775-9068(東京)

Fax: 06-6356-8883(大阪)

HP: <https://yoshikawa-pat.com/>

Mail: yoshikawa@e-patent.jp

Chatwork ID: yoshikawa-toshio